

子育て支援事業要綱

制定 平成30年3月2日 区長決定 要綱第21号
改正 平成31年3月8日 部長決定 要綱第45号
改正 令和6年4月1日 部長決定 要綱第142号

(目的)

第1条 育児への不安感や孤立感を解消するために、子育て家庭に対する情報提供、情報交換または育児相談の場として区内公立保育園・幼稚園を開放し、地域の保育に対する要望に応じた子育て支援事業を実施することを目的とする。

(事業内容)

第2条 品川区が実施する子育て支援事業の種類、事業概要、実施場所、対象者、実施日、実施時間帯、定員、申込方法および費用徴収については、別表に定めるとおりとする。

(参加費の振替)

第3条 「保護者の給食体験」の規定により徴収した参加費を納付した利用希望者が、申込みを行った後に体験ができなくなった場合は、年度内に限り、次回の体験希望日に振り替えることができる。

(参加費の還付)

第4条 徴収した参加費は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(委任)

第5条 この要綱の適用について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。